

【一般会計等 財務書類】 注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法
 - ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
- (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)
 - ② 出資金(市場価格のないもの)……………出資金額
- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 3年～50年
工作物 3年～60年
物品 2年～20年
 - ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法
(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によ
っています。)
 - ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
- (4) 引当金の計上基準及び算定方法
 - ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについ
て、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上してい
ます。
 - ② 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上し
ています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を
計上しています。
長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計
上しています。
 - ③ 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
 - ④ 損失補償引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全
化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
 - ⑤ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額
の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
- (5) リース取引の処理方法
 - ① ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
 - ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

- (6)資金収支計算書における資金の範囲
現金(出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。)
- (7)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 物品及びソフトウェアの計上基準
物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。
 - ② 資本的支出と修繕費の区分基準
資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が130万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2. 追加情報

- (1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計
宇大東南部第2土地区画整理事業特別会計
岡本駅西土地区画整理事業特別会計
育英事業特別会計
都市開発資金事業特別会計
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
宇大東南部第1土地区画整理事業特別会計
鶴田第2土地区画整理事業特別会計
生活排水処理事業特別会計
 - ② 一般会計等の対象範囲のうち農業集落排水事業については、普通会計の対象範囲には含まれません。
 - ③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
 - ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
 - ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
実質赤字比率 ー
連結実質赤字比率 ー
実質公債費比率 5.3%
将来負担比率 0.0%
 - ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 5,562百万円
 - ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 22,582百万円
- (2)貸借対照表に係る事項
- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
ア 範囲
売却予定となっている公共資産
イ 内訳
事業用資産 43百万円(43百万円)
土地 43百万円(43百万円)
令和2年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。
売却可能価額は、固定資産税評価額に基づく評価方法によっており、上記の()は貸借対照表における簿価を記載しています。
 - ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 1023,267百万円
 - ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担率の算定要素は、次のとおりです。
標準財政規模 102,021百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 11,017百万円
将来負担額 163,625百万円
充当可能基金額 43,073百万円
特定財源見込額 17,254百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 103,267百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上していません。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 3,951百万円

② 既存の決算情報との関連性(上記で示した「②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」に係るものを除きます。)

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	217,224百万円	213,333百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	638百万円	7,417百万円
資金収支計算書	217,862百万円	220,750百万円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(宇大東南部第2土地区画整理事業特別会計、岡本駅西土地区画整理事業特別会計、育英事業特別会計、都市開発資金事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、宇大東南部第1土地区画整理事業特別会計、鶴田第2土地区画整理事業特別会計、生活排水処理事業特別会計)の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の
内訳

資金収支計算書	
業務活動収支	10,346百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	15,295百万円
減価償却費	▲16,813百万円
賞与等引当金繰入額	▲1,640百万円
退職手当引当金繰入額	▲1,837百万円
徴収不能引当金繰入額	▲10百万円
資産除売却収益(損)	15百万円
未収債権、未払債務等の増加(減少)	4,737百万円

純資産変動計算書の本年度差額 10,093百万円

④ 一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の
金額

資金収支計算上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 15,000百万円

一時借入金に係る利子額 1百万円